

【報文】

化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その 20）

－製品中規制対象物質の情報伝達に係る内外の取組みの検証－

Study on Strategies for Capacity Building of Integrated Chemicals
Management (20)

-Validation of Approaches home and abroad on the Communication
of the Information about Chemicals in products-

星川欣孝、増田優

お茶の水女子大学 ライフワールド・ウォッチセンター

Yoshitaka HOSHIKAWA, Masaru MASUDA

Ochanomizu University, Life World Watch Center

要旨：製品中化学物質の情報をサプライチェーン内事業者で伝達共有するスキームに関して経済産業省が5月に設置した研究会について、主に化学物質管理の適正化に係る国際協調活動の進展と関連する国際合意に対する政府の履行状況の観点から検証した。そしてアジア諸国に化学物質総合管理法が普及してきた背景に国連機関の長年にわたる支援活動があることと製品中化学物質情報の伝達共有に関して既に SAICM がより広い観点からの取組みを決定している現状を考慮すれば、日本が独自に伝達共有スキームを開発するのではなく、SAICM の枠組みの中で国際標準に日本の経験を織り込んでいくことが産業界の競争力の強化になることを指摘する。そしてこのような状況において政府がまず取り組むべき課題は、製品中規制対象物質に係る情報伝達スキームといった視野の狭い技術的事項を論じる前に、2009年5月の化審法改正時の国会附帯決議に依って「総合的・統一的な法制度と行政機関の検討」に早急に着手して包括的な化学物質総合管理の法律と一元的な行政体制を整備することであることを改めて提言する。

キーワード：SAICM、REACH 規則、製品中化学物質、化学物質総合管理法、国会附帯決議

Abstract: We here validate the plan of a METI's committee on the development of a unified scheme for the transmission of information about chemicals in products among all of actors through the product supply chain from the perspective of the progress in international cooperative actions and situations of Japanese government against international agreements. And considering that there are longtime supports by UN organizations behind the legislative trends of chemicals management in Asian countries and that the development of such a scheme under the framework of SAICM has been decided, we propose that Japanese government should participate in the SAICM program in order to integrate Japanese experiences into the international scheme. In addition to that, we propose that the urgent work for Japanese government in such a situation is to establish an integrated chemicals management law and a unified authority in compliance with Diet's supplementary resolutions passed in May 2009.

Keywords: SAICM, REACH Regulation, Chemicals in products, Integrated chemicals management, Diet's supplementary resolutions

1. はじめに

経済産業省（経産省）は 5 月 13 日に「化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会」の第 1 回会合を開催した。報道記事によると、この研究会では中国、インド、タイなどアジア地域で化学物質規制の導入や強化が相次いでいる状況に対して、日本の製造業の国際競争力を強化するために成形品等の製品に含有される化学物質（経産省等は製品含有化学物質という）に関する情報をサプライチェーンの川上から川下まで伝達する双方向型の業界共通スキームを構築し、将来的にはアジア標準にすることを目指しているという（化工日, 2013a,b）。そして研究会で配布された資料によると、この時期に研究会を設置した趣旨について経産省は表 1 のように規定している（経産省 HP）。すなわち、①最近、中国やインド、タイなどで化学物質規制の導入・強化が相次いでおり、②製造業にとってサプライチェーンのグローバル化が進展するアジア地域の重要性がますます高まっていることから、③経産省が含有化学物質等の規制に我が国企業が適切に対応していくための社会的仕組みを整備することが急務で、さらには④我が国企業の競争力を強化するために内外の課題について経営的観点から検討を行うとしている。

表 1 経産省の製品含有化学物質に係る研究会の設置趣旨

近年、環境保全や消費者保護の観点から国際的に化学物質規制を強化する動きがある。特にアジア地域では、中国やインド、タイなどで化学物質規制の導入・強化が相次いでいる。今後各国の経済発展に伴い、生活の質向上が求められる中で、かかる傾向は一層加速することが予想される。

他方、我が国の製造業にとってはサプライチェーンのグローバル化が進展する等アジア地域の重要性がますます増加している。また製品ライフサイクルの短期化が進む中で、含有化学物質等の規制に適切に対応していくためには化学品から部素材、電気電子産業までサプライチェーン全体で効率的に情報を共有し、スピーディに対応する社会的な仕組みを整備することが急務である。

また、かかる取組みは「環境製品」等としての差別化、国際競争力の強化につながる他、部素材の流れを適切に把握することにより、災害による供給途絶などサプライチェーン全体のリスク管理にも応用できる可能性がある。

本研究会では我が国企業が適切にこれらの規制に対応し、さらには競争力を強化するための内外の課題について経営的観点から検討を行う。

註：下線は著者が記入

つまり、研究会の事務局担当は化学物質審査規制法（化審法）や化学物質管理促進法（化管法）などの規制法を所管する化学物質管理課であるが、研究会が目標とする社会的な仕組みはその上部組織である製造産業局が任務とする産業支援的なものと位置付けられている。この経産省の取組みには、化学物質管理の適正化に係る長年にわたる国際的な協調活動の重要性に対する認識の欠落と化学物質総合管理に係るこれまでの国際合意に対する政府の度重なる不履行という背景がある。

以下においてはまず、化学物質管理の適正化に係る国際的な協調活動の重要性や欧州連合（EU）の REACH（化学物質の登録、評価、認可、制限）規則における製品中化学物質に係る規定などを検討したうえで、経産省の政策である「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想」や製品含有化学物質に係る一連の対策の問題点を論考する。そして現時点で政府が取り組むべき最優先の課題は、2009 年 5 月の化学物質審査規制法の改正に際して国会が附帯決議として政府に提示した「総合的・統一的な法制度と行政機関の検討」に早急に着手し、

可及的速やかに包括的な化学物質管理法制と一元的な所管行政機関を実現すべきことを改めて提言する（論議の輪投稿 No.26）。

2. 国際協調活動の重要性

2-1. アジア諸国の化学物質管理法制の整備は国際協調活動の成果

化学物質管理の適正化に係る国際協調活動は、1992年6月に開催されたUNCED（国連環境開発会議）で人類の共通行動計画としてアジェンダ 21 第 19 章が採択された時に開始された。そして、2002年9月のWSSD（持続可能な発展世界首脳会議）ではその活動の進展を踏まえて化学物質総合管理を世界的に実現する目標を2020年に設定する合意を採択した。そしてその目標を達成するための具体的計画として2006年2月にSAICM（国際化学物質管理の戦略的取組み）を採択して現在に至っている。

20年以上にもなるこの国際協調活動の最も重要な課題は、アジェンダ 21 第 19 章に掲げられた活動領域 E（各国の化学物質管理能力の強化）である。そのために国連機関のUNITAR（国連研修調査研究所）が先進国の経済的専門的支持を受けつつ途上国の化学物質管理能力の向上に資する各種の支援プロジェクトを表2に示すとおり展開してきた（UNITAR HP）。

表2 UNITAR が担当する支援プロジェクトとアジア諸国の援助状況

プロジェクト	件数(地域)	アジアの国
ナショナル・プロファイル策定	41	インド、タイ、カンボジア、マレーシア
行動計画策定/SAICM実施	10 (1)	パキスタン、モンゴル
QSPF* (即時開始ファンド)によるSAICM実施活動	58	カンボジア、モンゴル、ネパール、北朝鮮
ストックホルム条約 (POPs)	61 (1)	タイ、カンボジア、パキスタン、モンゴル、ネパール、バングラデシュ、ラオス、北朝鮮
ロッテルダム条約 (PIC)	7	モンゴル
分類・表示の世界調和システム (GHS)	28 (18)	タイ、カンボジア、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ラオス、中国
PRTR	12 (2)	-
水銀	8	モンゴル

* QSPF: Quick Start Programme Trust Fund

出典: UNITAR HP: Projects Database

表2ではプロジェクトごとに世界で実施された支援の件数とアジアの国々が援助を受けた例を示したが、青字で示したナショナル・プロファイルや行動計画の策定および SAICM の実施といったプロジェクトは、各国が化学物質管理能力の現状を分析して法制度や行政機関などの改善策を定め実行するためのプロジェクトである。その他の国際条約などへの対応も含めて、いずれのプロジェクトも各国の法制度や行政機関などの現状を見直し、化学物質総合管理の実施体制を構築して化学物質管理の適正化を図る活動である。そうした積み上げで形成されるアジア諸国の法律体系や行政体制は世界の潮流である化学物質総合管理に基づくものであることから、それから外れた日本の化審法に沿うものでないことは当然の成行きである。

経産省は表1に示した研究会設置趣旨において「アジア地域では、中国やインド、タイなどで化学物質規制の導入や強化が相次いでいる。今後各国の経済発展に伴い、生活の質の向上が求められる中で、かかる傾向は一層加速することが予想される」と述べているが、そのような見方はアジェンダ 21 第 19 章以降の途上国に対する国際機関や先進国の活発な支援活動を見落としている。言い換えれば、アジア諸国の最近の動きの背景にある長年にわたるこのような国際協調活動の重要性や欧米各国の継続的な支援の実態に対する認識が欠落している。こうした

認識の低さゆえに、これまで 20 年間以上にわたり東アジア、東南アジア諸国に対してさえ何ら有効な手を打てなかったことが今日の困難な状況を産み出した原因である。

2 - 2. 製品含有化学物質対策は SAICM の新規政策課題の一部

経産省が研究会の設置趣旨で「サプライチェーン全体で効率的に情報を共有し、スピーディに対応する社会的な仕組みを整備する必要がある」と述べている「社会的仕組み」とは、成形品等に含有される有害物質に関する情報をサプライチェーンに沿って事業者間で伝達するシステムである。

しかしそのような仕組みの検討については、2009 年 5 月に開催された第 2 回 ICCM (国際化学物質管理会議) で国際協調活動として取り組む新規の政策課題 (EPI; Emerging Policy Issues) にすることが合意されている。そして 2012 年 9 月の第 3 回 ICCM では表 3 のような決議が採択された。つまり、製品中有害物質に係る情報を関係者間で共有する仕組みを改善する課題は、国際的には SAICM の下に CiP (Chemicals in Products) プログラムを設置して包括的に取り組む方針が確定している (環境省, 2012b)。なお、表 3 に記述される SAICM の OPS (包括的政策の戦略) 第 15(a)-(c) 項の規定は表 4 のとおりである。

表 3 第 3 回 ICCM における製品中化学物質に係る決議

1. 2020 年までに化学物質の使用と製造の方法を健康と環境への著しい悪影響を最小限にするという SAICM の全体的目的に資するため、とりわけ SAICM の OPS 第 15(a)-(c) 項に配慮しつつ、決議 II/4 で設置された複数関係者プロジェクトを継続して、製品のサプライチェーンと全ライフサイクルにわたって製品中化学物質の情報の利用可能性とアクセスを改善する必要性に対処する協調活動に取り掛かることに合意する。
2. 2011 年 3 月の CiP (Chemicals in Products) ワークショップで確認された要件を考慮し、これまでの CiP プロジェクトの活動の結果や勧告を取り入れて、全ての関係者に製品中化学物質に係る情報の提供と利用可能性やアクセスの改善を促し手引きするため、CiP プロジェクトの下で製品のサプライチェーンと全ライフサイクルにわたる製品中化学物質の情報に係る自発的な国際プログラム (CiP プログラム) を設置することについて立案することを決定する。

つまり、SAICM においては製品中化学物質に係る情報共有の課題は、SAICM が目標とする化学物質の評価や管理に係る包括的な情報共有の一つの要素にすぎない。しかも伝達的手段として化学物質の分類・表示の世界調和システム (GHS) に留意すべきことに加えて、そのような情報を社会各層で共有するためには企業機密情報 (CBI, Confidential Business Information) の確実な保護が必要であることも規定している。

言い換えれば、SAICM の新規政策課題である製品中化学物質対策と経産省研究会の製品含有化学物質対策の間には大きな違いがある。つまり、SAICM の取組みは包括的な化学物質総合管理の理念の下で製品中有害物質による健康被害や環境汚染を未然防止するために関連情報を社会全体でどのように共有するかという課題設定である。それに対して経産省研究会の取組みは、製品に含有される規制対象物質に係る情報をサプライチェーンに沿って製造業者間で効率的に伝達するという特定の産業政策上の課題に限られている。

しかし、研究会の論議を経て業界共通スキームが構築され、それをアジア標準にすることを目指す段階になれば、SAICM が CiP プログラムで別途確立する国際的な共通スキームのアジア展開と対立することは十分想定できる事態である。それゆえ、そのような事態を回避しつつ日本の産業界の国際競争力の維持に寄与するためには、政府と関連産業界が自ら SAICM の CiP プログラムに参画して日本での運用実績のあるアーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP)

の方式などを説明し、各国代表、国際機関、産業界さらには NGO などに対して国際的に認知された方式にしておく必要がある。

表 4 SAICM の OPS (包括的政策の戦略) 第IV章 (目的) における
課題 B. 「知識と情報」の第 15 項 (a)~(c)項の規定

<p>(a) 化学物質とその管理に係る知識と情報が化学物質の全ライフサイクルにわたって適切に評価され、かつ、安全に管理されるのに十分であることを確保する。</p> <p>(b) 全ての関係者のために以下のことを確保する。</p> <p>(i) 化学物質および該当すれば製品中の化学物質の全ライフサイクルにわたる情報が利用可能で、アクセス可能で、使い易く、かつ、全ての関係者の必要に十分で適切なものになる適切な種類の情報には、<u>健康と環境に対する影響、固有の性質、可能な用途、保護対策および規制など</u>がある。</p> <p>(ii) <u>そのような情報がメディアならびに化学物質の分類・表示の世界調和システム (GHS) や国際合意文書の関連規定などのハザード伝達の仕組みを十分利用して適切な用語で普及される。</u></p> <p>(c) (b)項によって情報を利用可能にする場合、<u>商業的産業的な機密の情報や知識が国内の法律または規則、そうした法規がない場合には国際的な規定に従って確実に保護される。</u>第 15 項の状況では、人と環境の健康と安全に関する化学物質情報は機密と看做されるべきでない。</p>
--

註：下線は著者が記入

ところが、経産省研究会の配布資料には、SAICM の製品中化学物質に係る取組みの動向は全く紹介されていない。一方、製品中化学物質に関係する SAICM のこれまでの報告書等には、グリーン調達共通化協議会 (JGPSSI) や JAMP などを含めて日本の政府や産業界の取組みが付表 1 に示すように具体的に紹介され注視されている。言うなれば、SAICM などの国際会議に参加してきた政府や関係者は、それらの国際活動の状況と日本の対応について国民に対する説明責任を果たしていないだけでなく、国際的な動向の重要性が認識できていないのではないかと危惧せざるを得ない。

2 - 3. REACH 規則における成形品中化学物質の登録や認可の規定

EU の REACH 規則は前文においてそれが SAICM の国際合意に呼応するものであることを明記している。その化学物質管理体系の全体は図 1 のように表すことができる (星川他, 2005) が、特徴の一つは社会で実際に化学物質を取り扱う製造者や輸入者らが取扱物質のリスク評価やリスク管理の情報を当局に登録することである。そして当局はそれらの登録情報に基づいて、登録物質のリスク評価やハザード分類の統一化を行ったり、取扱いについて認可手続きを適用する高懸念物質を特定したりする。

そして成形品 (articles) 中の化学物質については、登録に関して第 7 条第 2 項に規定され、認可に関して第 57 条に規定されている。すなわち、登録については成形品の製造者または輸入者は成形品に 0.1%以上含有される年間取扱量が 1 トン以上の化学物質を当局に登録する必要があり、認可については認可対象物質の定義に該当する高懸念物質の使用について製造者、輸入者および川下使用者は当局から認可を受ける必要がある。言い換えると、REACH 規則の下では EU 域内の成形品中認可対象物質の流通実態は、当事者の登録と認可手続きによって当局が個別に把握して当事者の機密情報を除いて市民がアクセスできるデータベースとして公開される (星川他, 2012a)。それに加えて、サプライチェーンに沿った情報伝達に関しても、第 33 条に認可対象物質の定義に該当する高懸念物質を 0.1%以上含有する成形品を提供する供給者が安全な使用に必要な情報を川下事業者へ伝達する義務が規定されている。

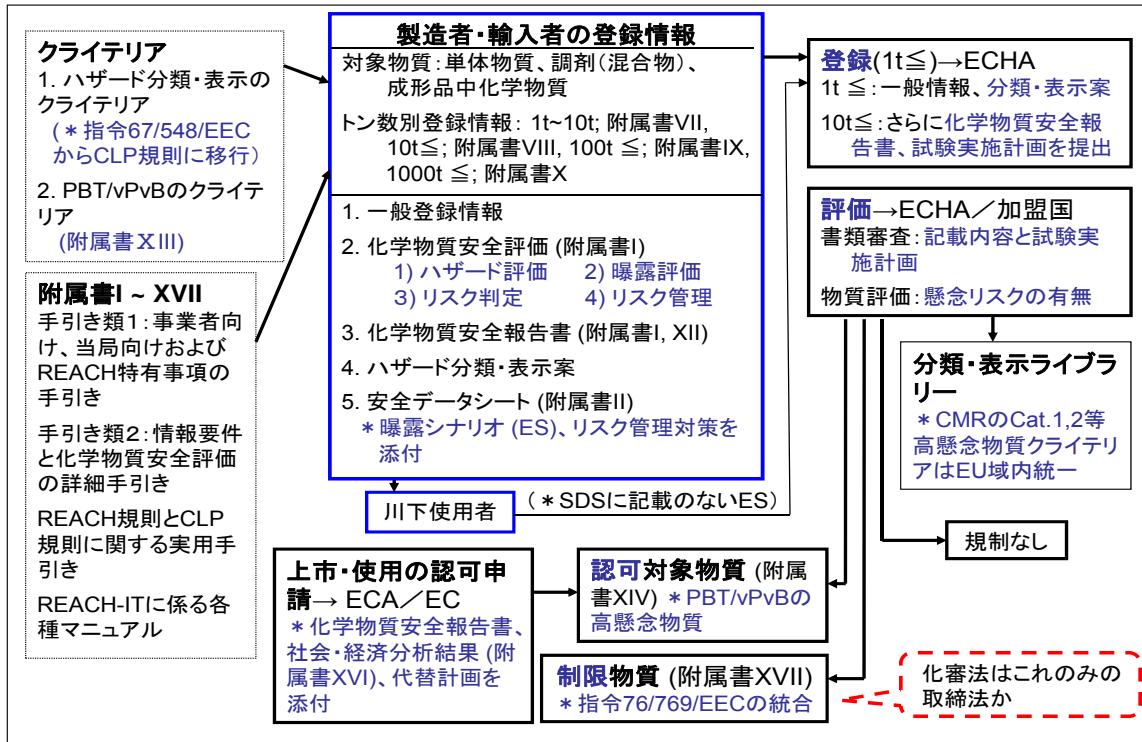


図1 REACH規則の化学物質管理体系

それに対して、日本では化審法の法目的や規制措置が図1に赤字や青字で示したようにREACH規則のほんの一部に過ぎない範囲に限定されているため、REACH規則の定義に該当するような高懸念物質を含有する製品を取り扱う事業者に対してそれらを適正に管理する責務は法的に規定されていない。このように製品含有化学物質情報伝達を論じる場合、そうした基本的な前提条件が日本と他の国とでは全く異なっている。

3. 経産省研究会に係る日本の現状

経産省の研究会の課題に関連する日本の現状について、以下では、①「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想」の問題点および②経産省の一連の製品含有化学物質対策の問題点を取り上げて論考する。

3-1. 「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想」の問題点

経産省のこの政策では、日本とアジアは密接なサプライチェーンで結ばれ経済的に相互に補完し合っているから、化学物質管理の分野について有害性情報を各国で共有化し化学物質を管理する共通的な制度の構築が必要であるとしている。加えて、アジアにとって最適な管理手法を共同研究して新たな制度を導入する諸国に対して協力するという。この政策に関するこれまでの説明は限定的で不明な部分が多いが、2009年5月の改正化審法に対する表5に示す衆議院附帯決議第1項の後半の記述に関係する政策であると推測される(経産省, 2011)。

しかし、衆議院附帯決議第1項の後半部分は、化審法の法目的や規制措置が米国のTSCA(有害物質管理法)やEUのREACH規則などの化学物質総合管理の法制と全く異なることおよび過去30余年間の世界の潮流は化学物質総合管理の方向にあって化審法は世界で孤立していることを認識すれば、「国際的な協調の…推進し」の部分と「本法に基づく…努める」の部分が相互に矛盾していると言わざるを得ない。例えば、図2は化学物質総合管理の評価や管理に係る事項の全体であるが、それに対して改正化審法の初期リスク評価スキームは、図2に薄青色で示すように一般環境経由の健康と環境への影響に限られており、その評価結果に基づく規

制措置も、赤字で示す第二種特定化学物質の指定とその取扱いに対する規制に限られている。

表 5 化審法改正に対する衆議院附帯決議第 1 項
(2020 年目標の具体的なスケジュールの明確化と国際的協調下での対策の推進)

2020年を期限とする国際合意の確実な履行に向けて、本改正案による規制強化措置が、事業主のみならず国民全般からの理解を得て円滑かつ着実に実施されるよう、国の責任と具体的な作業スケジュールを明らかにするとともに、調査研究や検査・監督に万全を期するよう体制の整備や十分な予算の確保に努めること。

また、合意の履行に当たっては、先進国間における情報の一元化等に努めるとともに、アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。

註：下線は著者が記入

図 2 化学物質総合管理の評価管理事項の全体と改正化審法の限定的な評価規制の範囲

註：青色部分が化審法の評価管理部分

1) 物理化学的性状、環境中運命等の調査						
2) ハザード分類 (GHS基準に基づく全体的なハザード分類)						
物理化学的危険性 (16項目)、健康有害性 (10項目)、環境有害性の包括的な分類						
3) ハザード評価 (量 - 反応関係、管理指針値等の設定)						
物理化学的危険性	急性毒性	感作性	亜慢性/慢性毒性	生殖毒性	発がん性	環境有害性
4) 曝露評価 (曝露形態別等の全体的な評価)						
労働作業曝露	製品使用曝露	室内環境曝露	環境経由曝露	環境生物曝露		
5) リスク評価 (リスク領域別の全体的な評価及び管理方策の確定)						
設備安全	物流安全	労働者安全	製品安全	消費者安全	環境安全(第二種特定化学物質の指定)	
6) リスク管理 (対策の実施、点検、改善)						
7) コミュニケーションの確実な実施						
作業規程類	安全データシート	表示・ラベル	製品取扱説明書	環境報告書、CSRレポート等		

したがって、図 2 に示す評価管理事項の全体を対象とする化学物質総合管理の法制が世界の潮流である現在、改正化審法の管理スキームが事実上の国際標準に値するという見方は成り立ち得ない。現に経産省のこうした働き掛けに呼応したアジアの国はどこにも見当らない。

衆議院がこのような矛盾に満ちた附帯決議を政府に提示した原因は、衆議院経済産業委員会などの会議録をみれば明らかなように、改正化審法の審議における政府参考人の説明に起因している(衆議院HP)。言い換えれば、化審法改正案を策定した経産省自身が誤った認識を強く抱いて国会審議において主張し、その誤った認識に基づいて「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想」を構築し遂行しているということである。アジア諸国の賛意を全く得ることができないのは当然の帰結である。

結局、「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想」は、化学物質管理の共通的な制度を化審法に基づいて構築することに関しては実質上頓挫し、化学物質の有害性情報に係る共通的なデータベースの検討を除くと、検討対象として製品中化学物質に関する事柄だけが

残っているのが現状であると推測せざるを得ない。

3 - 2. 経産省の一連の製品含有化学物質対策の問題点

経産省の製品含有化学物質に係る最近の一連の取組みの問題点として、以下においては製品含有化学物質の管理に係る JIS 規格の策定と経産省研究会が情報伝達の業界共通スキームとして JAMP 方式を想定していることを取り上げる（化工日, 2013c）。

(1) 有効性のない製品含有化学物質の管理に係る JIS 規格の策定

日本規格協会は 2012 年 8 月に「製品含有化学物質管理—原則及び指針 JIS Z 7201:2012」と称する JIS 規格を発行した。この規格の構成と序文、3.6 項（製品含有化学物質に関するマネジメントシステムの評価）と 3.7 項（企業機密への配慮）の規定を付表 2 に示すが、序文の要点と企業機密への配慮の規定は表 6 のとおりである。

表 6 JIS Z 7201:2012 の序文の要点と「企業機密への配慮」の規定

<p>序文：</p> <p>・・・2006年に決議されたSAICMでは、ライフサイクルを通じた化学物質の適正管理の実現を目指している。また、製品に含有される特定の化学物質を制限したり、含有情報の提供を求める新しい動きが国際的に広がってきた。</p> <p>製品含有化学物質を管理したり、その情報の開示・伝達を求めたりすることの目的は、製品使用時の、及び使用済み製品の適切な処理による、人の健康及び環境への影響の低減、リサイクル処理の効率化及びリサイクルの推進などである。このような国際的な動向は、ものづくり全体に関わる重要な課題であり、効率的な対応が必要となっている。</p> <p>製品を顧客へ引き渡すためには、仕向け先の製品含有化学物質に対する基準の順守が必要である。製品含有化学物質に関わる全ての組織が、それぞれの製品の製品含有化学物質を管理し、その含有化学物質の情報を開示・伝達することによって、サプライチェーン全体での管理が実現し、製品含有化学物質が適切に管理された製品の引渡しが可能となる。そのためには、川上側から川下への成分情報などの伝達に加え、川下側からも用途などについての情報提供といった、双方向での情報交換が重要である。</p> <p>サプライチェーンの川上から川下までの多くの業界の知見を集約して作成したこの規格が示す製品含有化学物質管理の原則及び指針を参考として、より効率的かつ、確実な管理が実践されることが期待できる。</p> <p>3.7 企業機密への配慮</p> <p>国内外の法対応に必要な製品含有化学物質情報は開示しなければならないが、組織の健全な競争力を維持するためには、企業機密の確保も重要である。特に、製品としての混合物、又は成形品中に含有される化学物質情報を開示することは、これらの製品の供給者にとっては重要な問題につながる懸念がある。</p> <p>そのため製品含有化学物質情報の授受に当たっては、相互に取り引きする組織において企業機密に対する十分な配慮が必要となる。企業機密には、商流及び購買製品名称などのビジネス情報を含む場合もある。</p>

註：下線は著者が記入

この規格については、そのような規格の策定に当たって次の 2 つの論点がどのように論議されたかについて強い疑念を禁じ得ない。

- 1) SAICM が目標とする化学物質の適正管理の実現に対して、製品中化学物質対策は一つの技術的事項に過ぎない。しかも製品中化学物質情報の中心となる内容は特定の国の法規に基づく規制対象物質である。全体的な枠組みを欠いたまま、そのような局部的な事項のために JIS マネジメントシステム規格を策定しても問題が解決されないばかりか、かえって事業者に余分な負担を強いることになり、この JIS が活用される可能性は乏しい。
- 2) 企業機密情報に対する保護は欧米では REACH 規則や TSCA のような化学物質総合管理の法規で厳密に規定されている。JIS マネジメントシステム規格のような法的拘束力がない文書で事業者に企業機密への配慮を規定しても、実際に配慮される保証はなく、実行性は疑問である。また、製品中化学物質に係る情報は保護されるべき対象の一部に過ぎず、この点からもこの JIS が活用される可能性は乏しい。

製品中化学物質対策を必要とする直接的な契機になった事象は、EU の ELV（使用済み自動車の廃棄）指令と ROHS（電気電子機器への特定有害物質使用制限）指令であり、そしてそれらを大きく展開したのが REACH 規則であった。このような基本的な政策の枠組みや産業に影響を与える事態に直面したときに経産省に期待される役割は、そのような事態を招いた諸外国の規制の不当性を先方に申し入れて改善を要請するか、そのような規制の必要性を受け入れるのであれば、国内事業者の規制対応の負担を合理化するために、国内の法律群を見直してサプライチェーンに沿った情報共有が事業者の日常業務の一部となるような化学物質総合管理の法制を早急に整備することである（論議の輪投稿 No.19）。

そのような法制に係る抜本的な見直しを行わないまま、しかも、有害物質の取扱いに係る管理指針が既に化学物質管理促進法の下で規定されていることにも配慮せず（付表 3 参照）、製品中規制対象物質のみのために更なる JIS マネジメントシステム規格を分散的に策定して事業者を実施を要請することは、余分な負担を事業者に強いるものであり、産業競争力の強化に反する策であると言わざるを得ない。

また、典型的な化学物質総合管理の法規である TSCA や REACH 規則では、社会で取り扱われる化学物質の評価や管理に係る情報を社会各層で共有するため、事業者が法規に基づいて当局に提出する関連情報を公開し国民各層が共有できるようにしている。そして、その実現を担保するとともに、この仕組みが持ちうる産業競争力に対する歪曲効果を排除するため、事業者が当局に提出する関連情報について企業機密情報として非公開扱いすることを請求しうる企業機密情報の保護措置や他の者が提出データを利用する場合の補償措置などを法規で厳密に規定している（星川他, 2012a, 2013b）。

このような企業機密情報の保護などに関する法的措置の必要性は、1980 年代には OECD が 3 つの理事会決議によって加盟国に実施を要請した（付表 4 参照）。また、化学物質のハザード分類・表示に係る世界調和システム（GHS）の勧告書においても、GHS の適用に関する調和原則として明記されている（UN, 2003; 付表 5 参照）。

しかし、日本政府はいずれに対しても国際合意に留意して国内法で対処することを怠り続けている。すなわち、OECD の理事会決議に対しては今日に至るまで何の法的措置も講じておらず、GHS への対応として策定した JIS Z 7253 規格では企業機密の保護などに係る規定を設けていない。今回の製品含有化学物質に係る JIS 規格における企業機密に係る規定は、有害物質を含有する製品のサプライチェーンが世界的に拡張しているグローバル化時代への対応として、視点があまりに内向きで実行性の保証がない措置であると言わざるを得ない。

法律によってしっかりと構築された制度でなければ対外的に有効たり得ず、相手国に企業機密の保護などを求めることはできない。これでは競争力を有する機能材料などの産業分野の情報が諸外国に流出して国際競争力を傷つけることは必定である。

（2）極めて短絡的な JAMP 方式をモデルにした共通スキームの構築

経産省の研究会は JAMP が電子機器を中心にして確立した方式をモデルにして日本の業界共通スキームを構築する意向を示している。それに対して、SAICM の CiP プロジェクトにおいてはサプライチェーンに沿った製品中化学物質情報の伝達が必要な製品群として繊維、玩具、電子機器および建材の 4 種を特定した。そしてそれらの製品中有害物質に係る法規と既存の情報伝達システムの状況を調査し、情報伝達システムの構築に対する共通的な障害を明らかにして関係者の情報ニーズに対する障害や現状の乖離への対処のあり方を論議している（SAICM, 2012）。

このような違いがあるにも拘わらず、経産省研究会の資料には繊維、玩具、建材などへの展開について明示的に触れていない。しかし、それらの製品に関連する健康問題は日本にも存在する。したがって、経産省の研究会で共通スキームの構築を検討する際にそれらの製品への展開について関係者の情報ニーズに対する現状の乖離などをそれぞれ個別に検討しておく必要がある。言い換えれば、SAICM の CiP プロジェクトの包括的な取組みに対して、経産省研究会の JAMP 方式を前提にした取組みは短絡的で視野が狭過ぎる。そのため、将来日本の業界共通スキームとしてアジア諸国に展開しても、アジア諸国から不完全なスキームであると評価される懸念を禁じ得ない。

4. 講ずべき施策の方向性

4 - 1. 国際合意への誠意ある対応

経産省が製品中化学物質対策を特定の化学物質関連法規に基づかない産業政策として取り組まざるを得ない原因は、日本には米国の TSCA や EU の REACH 規則のような化学物質総合管理の法規がないことである。

政府がそのような化学物質総合管理法制の導入を検討する機会となりうる国際合意が過去 30 年の間に何度もあった。その一例を図 3 に示すが、主なものは 1970 年代の OECD（経済協力開発機構）の理事会決議、1992 年 6 月の UNCED におけるアジェンダ 21 の採択、2002 年 9 月の WSSD の合意および 2006 年 2 月の ICCM における SAICM の採択である。しかし政府は、そのいずれに対しても図 3 に赤字で示すように国際合意の理念や原則を軽視し国内事情を優先して的外れで筋を違えた措置を繰り返してきた。

1. OECD (経済協力開発機構) 理事会決議: * 化学物質の環境影響の評価に関する勧告[C(74)215] (1974.11) * <u>化学物質の人・環境影響を予測する手続及び要件の指針に関する勧告</u> [C(77)97] (1977.7) (取締法の化審法制定で対処)
2. ILO (国際労働機関) 条約: (未批准) * 化学物質使用の安全に関する条約 [C170] と勧告 [R172] (1993.11)
3. 国連環境開発会議 (UNCED, 1992.6): * <u>アジェンダ21第19章プログラム領域E:国全体の化学物質管理能力の強化</u> (限定的な環境基本法制定で対処)
4. 持続可能な発展に関する世界首脳会議 (WSSD, 2002.9): * ヨハネスブルグ実施計画第23項 (各省庁バラバラの規制強化で対処)
5. 国際化学物質管理会議 (ICCM) (2006.2): * <u>国際化学物質管理の戦略的取組み (SAICM)</u> (計画に値しない文書作成で対処) 的外れで筋を違えた措置

図 3 法体系の全体的見直しに係る国際合意への政府の主な誤り

具体的には、まず 1970 年代の OECD の理事会決議に対しては、米国が化学物質総合管理の理念に基づく法律として TSCA を制定したのに対して、一般環境経由の健康影響を防止するた

め PCB と類似するハザード特性を有する化学物質を特定して取り締まる法律にすぎない化審法を制定してしまった。そして 1992 年 6 月の UNCED におけるアジェンダ 21 の国際合意に対しては、アジェンダ 21 の各章への対応を個別に検討することなく、公害対策基本法を環境基本法に改変して環境庁を環境省に格上げしたのみで、実質的に何ももたらさなかった。例えば、アジェンダ 21 の第 19 章に規定される化学物質管理能力の強化に不可欠な日本のナショナル・プロフィールも、現状分析を欠いた実質的に意味のない資料を作成して国際機関に提出した（星川他, 2006a）。

さらに 2006 年 2 月の ICCM で国際合意された SAICM への対応においては、国際合意の理念や原則に配慮することなく、SAICM 関係省庁連絡会議に参画する省庁の取組みを列挙しただけで、日本の化学物質総合管理を向上させる行動計画を含まない資料を作成して国際機関に提出する不始末を繰り返した（星川他, 2012c）。例えば、SAICM の OPS 第 IV 章の課題 B（知識と情報）に該当する GPA（世界行動計画）の作業領域：「情報の管理と周知」（表 4 参照）に対する日本の SAICM 国内実施計画の関連資料における日本の取組状況の記述は、末尾の添付資料に例示するように、SAICM の目的である化学物質管理能力を強化するための実施計画の策定に役立つ記述に全くなっていない（環境省, 2012a）。

そこには経産省研究会の活動に関連する取組みとして、産業界の JAMP や自動車業界の取組みを記述しているものの、政府の取組みとして 2012 年 8 月に日本規格協会が策定した製品含有化学物質管理に係る JIS Z 7201 の記載はない。また、当時設置されていたグローバル化に対応する危険有害性情報の伝達・提供制度のあり方に係る「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」の活動についても明示的な記載がない。厚生労働省（労働基準局と医薬食品局）、経産省および環境省が参加したこの取組みは、縦割りの垣根を越えて 3 省 4 課室が化学物質関連情報の伝達・提供制度のあり方を検討する画期的な試みであった。しかし、その検討会は当初目指した成果を得られないまま終了してしまっただけで、その原因は検討会の目的に対する認識の不一致があつて縦割りの垣根を乗り越えきれなかったためと推測せざるを得ない（星川他, 2013a）。

このように国際合意の不誠実な対応が繰り返された結果、日本の規制法群がますます時代遅れとなって産業の国際競争力にますます不利な状況が生じており、早急に改める必要がある。

4 - 2. 化学物質総合管理法要綱案の意義

前報において紹介した化学物質総合管理法要綱案にはサプライチェーンに沿った化学物質関連情報の伝達や企業機密情報の保護など情報共有公開システムの概要についても表 7 に示すような規定がある（星川他, 2013c）。そして、その要綱案におけるサプライチェーンに沿った関係事業者の情報伝達の考え方は図 4 に示すとおりである。

つまり、関係事業者間の情報伝達には①川上から川下へのハザード情報の伝達と②川下から川上への曝露情報の伝達があり、それらの情報伝達はそれぞれ国際的な規準などに整合した指針を作成して行うこととしている。そして危険有害な化学物質だけでなく、特定の危険有害物質を含有する製品のサプライチェーンに沿った情報伝達についても、国際的な標準である GHS 勧告に整合する指針に従って安全データシートを作成して川上から川下へ伝達することを規定している。

そして、SAICM の CiP プロジェクトで製品中有害物質の情報伝達スキームを GHS に留意して新たに構築する方針が採択されている現時点においては、サプライチェーンが国境をまたぐ製品中の規制対象物質情報の伝達に対処する仕組みについても、CiP プロジェクトの成行きを待って検討するのが順当な手順である。

表 7 化学物質総合管理法要綱案における「当事者間の情報共有」と
 「当事者の営業上の機密情報及び財産権の保護と補償」の規定

<p>第 3 章 基本的管理制度 5. 当事者間の情報共有</p> <p>(1) 化学物質等を取り扱う当事者間の情報共有制度として、化学物質及び特定の危険有害化学物質を含有する製品のサプライチェーンに沿った移動に際して、荷送人がそれら化学物質等の出所、人及び環境に対するハザードに関する情報、主な用途、その用途での曝露防止対策等の取扱注意、規制情報、処理処分の推奨方法などを国際的な規準に整合した指針に従って記述した安全データシート（SDS）を荷受人に交付する制度を設ける。なお、安全データシートの交付が必要な特定の危険有害化学物質を含有する製品については国際的な規準に整合した指針において必要な規定を設ける。</p> <p>(2) 特定の危険有害物質及びそれを含有する製品の容器・包装には、国際的な規準に整合した指針に従って一律のハザード表示（ラベル表示や標札）を付ける。</p> <p>(3) 化学物質等を取り扱う事業者は、化学物質の製造・使用の工程について人及び環境の曝露の程度を見積もる際に化学物質の排出・漏洩の状況および見積もり結果等を記述した曝露シナリオ書を国際的な規準に整合した手引きに従って作成する。そして、他の者がその事業者に代わってリスク評価を行う際には、リスク評価を行う者に必要な情報を記述した曝露シナリオ書を提示する。</p> <p>(4) 化学物質等を使用する事業者は、その者の用途が安全データシートに記載される用途でない場合には、その用途の実態に応じて曝露評価及びリスク評価を行い、その結果に基づき取扱条件を決めて適切に管理する。その場合には化学物質等の使用者が管理の詳細を記述した文書を作成して化学物質総合管理庁に届け出る。</p> <p>第 5 章 雑則 1. 当事者の営業上の機密情報及び財産権の保護と補償</p> <p>(1) 化学物質総合管理庁は、化学物質管理の実態調査、取扱化学物質や新規化学物質等の評価及び情報の公開において、当事者が提出する情報の営業上の機密を保護する措置及び当事者が費用をかけて取得した情報の財産権を保護し補償する措置を定める。</p> <p>(2) ただし、営業上の機密情報を保護する事業者の権利は、危険有害化学物質に関する情報に対する労働者、消費者および社会の知る権利と均衡させる。</p>
--

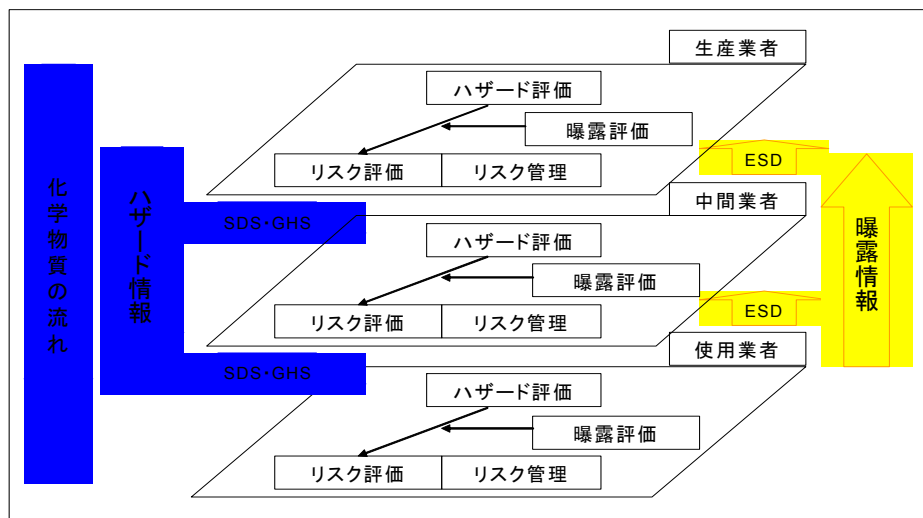


図 4 化学物質のサプライチェーンに沿ったハザード情報、曝露情報の伝達

5. おわりに

世界はこの 30 年の間に科学的な方法論に準拠して化学物質のリスクを適正に管理して健康や環境への悪影響を未然に防止することに加えて、化学物質の管理に係る各国の法律制度や規準の違いから発生する貿易への障壁や経済への悪影響を抑制することを目指して大きく進展した。具体的には、1970 年代に OECD が確立した化学物質総合管理の概念を共有して包括的な総合管理の法制を整備しつつ、それを一元的に所管する行政機関を設置してワンストップサービスを実現してきた。

しかし日本の現状は、多数の規制法が乱立し多くの所管省庁が分立したままであり、世界の潮流から 20 年遅れる中で今やアジアの国々にも立遅れ、事業者が国際整合性に欠ける日本の実態に直面して国際競争力を弱める原因になっている。

そのような憂慮すべき事態に陥っている中で、経済産業省は製品に含有される化学物質について外国の規制対象物質に係る情報をサプライチェーンに沿って伝達する業界共通スキームの構築を目指す新たな取組みに着手した。

ところがそのような情報伝達スキームは、2012 年 9 月に SAICM が決議した製品中化学物質に係る包括的な国際協調活動に比べて極めて限定的で視野が狭く、SAICM の国際標準的なスキームが確立された時点で無価値になるおそれがある。したがって、今回の経産省研究会の取組みについては、日本だけで独自に取り組むのではなく、SAICM の国際協調活動に参画して国際標準的なスキームの構築に日本の経験を折り込むように努めることが妥当な方策である。SAICM から離れて独自のスキームを構築しても、アジア諸国が法的な裏付けのない、しかも国際的に認知されない日本単独の情報伝達スキームに関心を寄せると考えるのはあまりにも疑問が多い。

政府が現時点で優先的に取り組むべき課題は、製品含有化学物質に係る情報伝達の統一といった技術的な措置ではない。それに先がけてまずやるべきことは、2009 年 5 月の化審法の改正に際して国会が附帯決議として提示した「総合的・統一的な法制度と行政機関の検討」を政府が一体となって実現することである。具体的には、化学物質総合管理の概念や表 8 に示す基本原則に基づく包括的な法律を制定するとともに（星川他, 2006b）、ワンストップサービスを実現する一元的な行政体制を整備することである。

その実現なくしては、アジア諸国に立遅れた事態の改善は期待できず、今回の製品中の規制対象物質の情報をサプライチェーンに沿って共有する対策もアジア諸国の受け入れるところともならない。地道に根本を正すことが結果的に日本の製造業の国際競争力の維持向上を図る唯一の道である。

表 8 化学物質総合管理の基本原則

1. 実態に則した管理(リスク原則) ハザードのみならず曝露も加味したリスクの評価を基礎とする管理
2. 科学的方法論による評価と管理 科学的知見と論理的思考に依拠した評価と管理
3. 国際調和の尊重 国際的に調和のとれた方法論や制度の尊重
4. 当事者の主体的管理の重視 曝露の個別実態に則した自主管理の重視
5. 情報の共有 リスクの評価や管理に必要なハザード情報や曝露情報の共有
6. 知的基盤の整備 科学的知見の充実と集大成・体系化
7. 人材の育成と教育の充実

参考資料：

1. SAICM (2012) : Synthesis of findings under the Chemicals in Products Project including draft recommendations, Note by the secretariat. SAICM/ICCM.3/INF/20 19 June 2012
2. UNITAR HP : Projects Database, 252 Projects Listed. <http://www2.unitar.org/cwm/dbase/pprogramme.aspx>
3. UN (2003) : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS). United Nations, ST/SG/AC.10/30 2003
4. 環境省 (2012a) : 「SAICM 国内実施計画」の策定について (お知らせ)、添付資料 : (参考資料) 世界行動計画に対する我が国の取組状況 報道発表資料 2012.9.11
5. 環境省 (2012b) : 「第 3 回国際化学物質管理会議 (ICCM3) の結果について (お知らせ)、報道発表資料 2012.9.24
6. 化工日 (2013a) : 経産省、化学物質情報伝達で新研究会、S C 全体共有スキーム構築へ、2013.5.14
7. 化工日 (2013b) : 環境特集 経済産業省、S C 情報伝達ツール統一へスキーム構築着手、2013.5.27
8. 化工日 (2013c) : S C 全体で環境課題に対応 富澤龍一産業環境管理協会会長・前 JAMP 会長インタビュー、2013.5.27
9. 経産省 HP : 化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会 (第 1 回) 配布資料 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seisan/kisei/001_haifu.html
10. 経産省 (2011) : 化学物質管理に関するアジア展開について、化学物質審議会資料 4-4 化学物質管理課 2011.8
11. 衆議院 HP : 第 171 国会 衆議院経済産業委員会 第 7 号 平成 21 年 4 月 21 日 (水曜日)
12. 星川欣孝、増田優 (2005) : EU の新化学物質政策にみる化学物質総合管理の進展－行政および産業界の行動評価指標の開発を目指して－、化学生物総合管理 1(2):228-244, 2005
13. 星川欣孝、増田優 (2006a) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 1) －「ナショナル・プロファイル」に基づく管理能力強化の緊急性－、化学生物総合管理 2(1):25-34, 2006
14. 星川欣孝、増田優 (2006b) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 4) －化学物質総合管理法制を実現するための方策－、化学生物総合管理 2(2):267-284, 2006
15. 星川欣孝、増田優 (2012a) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 14) －REACH 規則にみる化学物質総合管理の情報共有公開システム－、化学生物総合管理 8(1):4-26, 2012
16. 星川欣孝、増田優 (2012b) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 15) －化学物質の総合管理に関する法律要綱試案－、化学生物総合管理 8(2):64-94, 2012
17. 星川欣孝、増田優 (2012c) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 16) －計画と呼ぶに値しない日本の SAICM 国内実施計画の検証－、化学生物総合管理 8(2):95-125, 2012
18. 星川欣孝、増田優 (2013a) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 17) －国民の健康と競争力を害する合同検討会中間取りまとめの検証－、化学生物総合管理 9(1): 4-14, 2013
19. 星川欣孝、増田優 (2013b) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 18) －TSCA にみる化学物質総合管理の情報共有公開システム－、化学生物総合管理 9(1): 15-37, 2013

20. 星川欣孝、増田優（2013b）：化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その 19）
－国際整合性に道をひらく化学物質総合管理法要綱案に基づく情報共有公開システムの構築－、化学生物総合管理 9(2): 143-165, 2013
21. 論議の輪 No.19：アジア諸国に立遅れる日本に必要な化学物質総合管理法制の整備（緊急提言）、春季討論集会参加者有志、2012.6.18
22. 論議の輪 No.26：国際競争力の向上に資する情報基盤の構築に必須な化学物質総合管理のための法制と一元的な所管省庁の整備、社会技術革新学会有志 化学生物総合管理学会有志、2013.6.27

付表1 SAICM 関連文書における製品中化学物質に係る記述

開催 日等	主な文書とその記述	日本関係参加者、日本に係る記述 など
2009 .2	成形品（製品）中化学物質に係る関係者の情報必要性に関する非公式ワークショップ報告書	政府（環境省、環境研）、日化協、ダイキン工業、WWF ジャパン
2009 .5	<p>I 第2回 ICCM 報告書 (SAICM/ICCM.2/15)</p> <p>付属書 I 決議 II/4. 新規政策課題 C 製品中化学物質</p> <p>ICCM は、SAICM の OPS (包括的政策の戦略) に定める「知識と情報」の目的である、「必要に応じて製品中の化学物質を含めた化学物質の全ライフサイクルにわたる情報が利用可能で、アクセス可能で、使用者に分かり易く、しかも全ての利用者の必要性に十分でかつ適切であることを確保するという規定を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 2020 年までに化学物質の使用と製造の方法を健康と環境への著しい悪影響を最小限にするという SAICM の全体的目的を果たすためには追加の措置が必要であることを認めて、製品のサプライチェーンと全ライフサイクルにわたる製品中化学物質の情報の利用可能性とアクセスを改善する必要性について適切な協働活動によってさらに検討することに合意する。 GPA (世界行動計画) の関連規定を参照しつつ、SAICM の OPS 第 15(c)項の実施を推進することを目的とするプロジェクトを実行することを決議する。 プロジェクトが次の作業を行うことに合意する。 <ol style="list-style-type: none"> 製品中化学物質について法規、規準、産業実務などとして既に存在する情報システムの情報を収集し精査すること。 全ての関係者の必要性に関する情報を評価して欠落を確定すること。 優先順位の確定とアクセスや送信の仕組みを含めて、そのような情報について SAICM の実施を推進する活動に関して具体的な勧告を策定すること。 協調活動の提案においては化学物質の分類と表示の世界調和体系 (GHS) に配慮してその体系の下での作業との重複を避けるべきことを勧告する。 . . . 	
	<p>II 新規政策課題 事務局覚書 (SAICM/ICCM.2/10)</p> <p>II. 新規政策課題の詳細検討 11.(b) 製品中化学物質</p> <p>この課題に含まれる事項は、欧州連合理事会議長国（製品中化学物質に係る情報の必要性）、日本政府（製品中化学物質）および IFCS (玩具と化学物質安全) の討議で示された。</p> <p>この課題が新規政策課題の選定基準にどのように適合するか情報はローマでの非公式討議で作成され、資料 SAICM/ICCM2/INF/35 に記載されている。また、第2回 ICCM での討議のために提示された協働活動案は資料 SAICM/ICCM2/10/Add.1 に記述されている。</p> <p>それぞれの提案では、欧州連合はコンピューター、繊維、玩具、衣装宝石などの成形品に起因する化学物質への曝露に伴う消費者の健康リスクと生産者の経済的リスクに言及し、日本政府は廃棄物リサイクルシステムでの製品中化学物質の回収などの適正管理の必要性を述べ、そして IFCS は、玩具の意図した使い方や誤使用による子供への悪影響の可能性を指摘した。 . . .</p>	<p>同左付属書 I に記載される第2回 ICCM での検討で日本政府が提示した新規政策課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存化学物質の安全評価 ・ 化学物質安全シートの共有 ・ 製品中の化学物質 ・ ナノ材料、水銀など特定物質の適正管理

	<p>Ⅲ. 新規政策課題に関する活動案 事務局覚書 (SAICM/ICCM.2/10/Add.1)</p> <p>1. 2008年9月のローマでの非公式討議に続けて行われた追加の準備作業の結果、第2回 ICCM で詳細討議を行う4件の課題が選定された。</p> <p>それらはナノテクノロジーとナノ材料、製品中化学物質、電子機器廃棄物および塗料中鉛であり、選定のために行った準備作業の詳細は資料 SAICM/ICCM2/10 に記述されている。</p> <p>3. 活動案の要約はそれぞれ以下のとおりである。</p> <p>(b) 製品中化学物質 (付属書Ⅱ) : 司会者は SAICM の OPS 第 15(b)項に加えて製品中化学物質に係る情報のアクセス可能性と利用可能性の改善の必要性に注目した。関連する製品には玩具、家具、宝石、自動車、衣類および電子機器とその付属品がある。</p> <p>司会者は作業グループを設置し情報システムまたは枠組みやこの課題に取り組む活動について提案すべきことを提示した。 . . .</p>	
<p>2009 .12</p>	<p>製品中化学物質に係る情報に対する関係者の必要性に関する調査検討会報告書</p>	<p>日本参加なし</p>
<p>2011. 2</p>	<p>CiP プロジェクトの勧告案を含めた調査結果の要約 (SAICM/ICCM.3/INF/20)</p> <p>法的な手引き</p> <p>27. 以下の項では事例研究で言及された法的な手引きについて概説する。同じ法規が複数の事例で言及される場合、製品中化学物質に係る情報提供の多分野に共通的な手引きと考えられるため、それらを抜き出して一般的な節で取り上げた。</p> <p>一般的管理</p> <p>28. 欧州連合の REACH 規則のような法的要件は情報に係る要件への適合を促す。 . . . REACH はまた、サプライチェーンにおける化学物質の存在とそれら物質の固有の性質に係る情報の強制的な移動ならびに市民が利用できるデータベースによるデータ共有の規定を設けている。また製品の供給者には製品中の懸念の高い一定の物質の存在に係る情報を職業上の顧客に提供し消費者にも個別の要求に応じて提供する責務がある。</p> <p>. . . 化学物質の製造者と輸入者は取扱物質の性状に係る情報を収集して安全な取扱いを可能にし、それら情報を中央データベースに登録するよう要求される。 . . .</p>	<p>30. 日本の JGPSSI (グリーン調達共通化協議会) には関係業界の発意に基づく製品中化学物質の管理のための共有手引きがある。その手引きは REACH への適合で要求される製品に含有される化学物質に係る情報のサプライチェーンに沿った共有方法を規定している。</p> <p>31. 日本の有害物質含有家庭用品規制法は家庭用品の安全性を確保する製造者と輸入者の責務、とりわけ家庭用品に含まれるそれら化学物質の調査を規定している。また、日本の化学物質審査規制法には一定の化学物質を含有する製品に対する表示の要件がある。</p> <p>電子機器</p>

	<p>製品中化学物質に関連する情報システム 一般的な調査結果</p> <p>52. 現在、<u>製品中化学物質</u>についての情報を管理する単一の世界情報システムはない。しかし化学物質の分類と表示に係る世界調和システム（GHS）は化学物質のハザードを伝達する国際的に統一されたシステムである。それはハザードの種類で化学物質を分類し表示、安全データシートなどの標準化したハザード伝達要素を提示した。しかしその制限要因は、もっぱら化学物質とその組成物だけに限定して製品全般に適用していないことである。</p> <p>53. 化学系企業とその団体は市民に販売される物質についての情報をグローバル製品戦略（GPS）化学物質ポータルで提供している。ポータルは2010年にICCAが設置し1,400物質以上の化学物質安全要約（chemical safety summary）が収載されている。・・・</p> <p>56. <u>製品中化学物質</u>に係る適正なシステムの他の例として、自動車産業が当初廃自動車に関するEU指令2000/53/ECに定めるために構築した国際資材データシート（IMDS）がある。それは主として自動車製造者が自動車に用いる種々の部品の環境面を管理するために用いる集成的なコンピューター支援資材データシステムで、自動車の全ライフサイクルにわたる資材の流れを全体的に再現できるシステムである。法的な要件への回答における適合の文書が伝達文書となり、多くの場合それがサプライチェーンに沿って伝達される唯一の情報となる。</p>	<p>45. 日本のJAMP（<u>アーティクルマネージメント推進協議会</u>）は、製品ライフサイクルの上流部分における化学物質に係る情報の管理を容易にする情報システムを構築した。JAMPは製品に含有される物質と調剤についての上流と中流の情報管理にJAMP安全データシート／plusを用い、下流の準備に成型品情報シート（AIS）を用いる。そしてJAMPグローバルポータルは上流、中流、下流間の化学物質情報の蓄積を共有する手段である。</p> <p>46. 日本の家電リサイクル法に依って家電リサイクル関係団体協議会は、製品に使用される化学物質と解体に係る情報を示す表示用マークを割り当てるシステムを構築した。・・・</p>
<p>2011.3</p>	<p>CiP プロジェクトに関する国際ワークショップ報告書 (SAICM/ICCM.3/INF/19)</p>	<p>日本政府、産業界参加なし</p>
<p>2012.9</p>	<p>I 第3回ICCM報告書 (SAICM/ICCM.3/24) 付属書I 決議 III/2. 新規政策課題 C <u>製品中化学物質</u></p> <p>ICCMは、決議II/4CでSAICMのOPS第15(b)の実施を遂行する目的でプロジェクトを設置して、第3回ICCMで検討するために国際的な協調活動に関する具体的勧告の策定を決定したことを踏まえ、優先すべき製品や必要とされる情報の種類の調査、既存の情報システムや関係者の必要性の研究、分野別の事例研究などの決議II/4で定められた具体的作業の進展および第2回ICCM以後に開催された会議の結果や結論の要約書の作成に感謝し、<u>既存情報システムの取組みや規準</u>についてそれらに学びかつ最善の実務を共有することを確認し、プロジェクトの活動結果、とりわけ2011年3月に開催された<u>製品中化学物質</u>に係る国際ワークショップで確認された国際協調活動に対する要件に留意し、</p> <p>1. 2020年までに化学物質の使用と製造の方法を健康と環境への著しい悪影響を最小限にするというSAICMの全体的目的に資するため、とりわけSAICMのOPS第15(a)-(c)項に配慮しつつ、決議II/4で設置した複数関係者プロジェクトを継続して、製品のサプライチェーンと全ライフサイクルにわたって製品中化学物質の情報の利用可能性とアクセスを改善する必要性に対処する協調活動に取り掛かることに合意する。</p> <p>2. 2011年3月のCiP (Chemicals in Products) ワークショップで確認された要件を考慮し、こ</p>	

	<p>れまでの CiP プロジェクトの活動の結果や勧告を組み入れて、全ての関係者に製品中化学物質に係る情報の提供と利用可能性やアクセスの改善を促し手引きするため、CiP プロジェクトの下で製品のサプライチェーンと全ライフサイクルにわたる製品中化学物質の情報に係る自発的な国際プログラム（CiP プログラムという）を設置する提案を策定することを決定する。</p> <p>3. 国際 CiP プログラムの提案の策定では次の作業を行うことに合意する。</p> <p>(a) 脆弱な集団や途上国の必要性に特に配慮しつつ、製品の全ライフサイクルにわたる個々の分野と関係者の必要性を満たすために柔軟でかつ区別された取組みを規定する一方、主要な関係者の責務について役割と提案を確定すること。</p> <p>(b) 最善の実務と成功事例を検討しそして SAICM の OPS 第 15(c)項に留意しつつ、製品の全ライフサイクルにわたる様々な関係者の必要性に適合するため、どんな情報を伝達し情報へのアクセスや交換をどのように行うかの手引きを策定すること。</p> <p>(c) CiP プログラムで策定した手引きの適用性を示すため、1つ以上の分野でパイロットプロジェクトを実施すること。</p> <p>(d) 消費者への周知と経済界、産業界、その他関係者からの広い支持を得るための活動を実行すること。 . . .</p>
--	--

付表 2 製品含有化学物質管理－原則及び指針（JIS Z 7201:2012）の概要

<p>序文：2002 年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）では、人の健康及び環境に関わる問題に適切に対応する観点から「2020 年までに化学物質の製造・使用が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化すること」が合意され、そのための行動の一つとして、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）を取りまとめることが合意された。2006年に決議された SAICMでは、ライフサイクルを通じた化学物質の適正管理の実現を目指している。また、製品に含有される特定の化学物質を制限したり、含有情報の提供を求める新しい動きが国際的に広がってきた。</p> <p>製品含有化学物質を管理したり、その情報の開示・伝達を求めたりすることの目的は、製品使用時の、及び使用済み製品の適切な処理による、人の健康及び環境への影響の低減、リサイクル処理の効率化及びリサイクルの推進などである。このような国際的な動向は、ものづくり全体に関わる重要な課題であり、効率的な対応が必要となっている。</p> <p>製品を顧客へ引き渡すためには、仕向け先の製品含有化学物質に対する基準の順守が必要である。製品含有化学物質に関わる全ての組織が、それぞれの製品の製品含有化学物質を管理し、その含有化学物質の情報を開示・伝達することによって、サプライチェーン全体での管理が実現し、製品含有化学物質が適切に管理された製品の引渡しが可能となる。そのためには、川上側から川下への成分情報などの伝達に加え、川下側からも用途などについての情報提供といった、双方向での情報交換が重要である。</p> <p>サプライチェーンの川上から川下までの、多くの業界の知見を集約して作成したこの規格が示す製品含有化学物質管理の原則及び指針を参考として、より効率的、かつ、確実な管理が実践されることが期待できる。</p>
<p>1. 適用範囲</p> <p>この規格は製品含有化学物質管理に取り組む全ての組織がその規模、種類、成熟度を問わず、適切かつ効率的に実施できるように、サプライチェーン全体で共有されるべき設計・開発、購買、製造、引渡しの各段階における製品含有化学物質管理の原則及び指針を示す。</p>
<p>2. 用語及び定義（例示）</p> <p>業界基準（industry criteria）：各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。</p> <p>製品含有化学物質管理基準（management criteria for chemical substances in products）：製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて、組織が定めた基準。</p>
<p>3. 製品含有化学物質管理の原則</p> <p>3.1 一般</p> <p>製品含有化学物質管理に関わる組織は、製品含有化学物質管理の原則を理解した上で、管理の仕組みを構築し、実施し、維持及び評価することが重要である。</p> <p>3.2 組織における製品含有化学物質管理</p> <p>3.3 成形品への変換工程</p> <p>3.4 各製品及び業態に応じた製品含有化学物質の管理</p> <p>3.5 製品含有化学物質情報</p> <p>3.6 製品含有化学物質に関するマネジメントシステムの評価</p> <p>この規格は、製品含有化学物質管理の原則及び指針を規定しており、この規格を規定要求事項として適合性評価を行うことはできない。しかし、サプライチェーンにおいては、組織の製品含有化学物質管理が適切に実施されていることの確認が必要となる場合がある。</p> <p>この場合には、各産業が構成する団体は、必要に応じて、製品含有化学物質管理を実施する組織が、適合性評価及び宣言を行うことができるように、この規格が規定する原則及び指針に関連付けた製品含有化学物質に関するマネジメントシステムの要求事項を文書としてとりまとめることもできる。</p>

3.7 企業機密への配慮

国内外の法対応に必要な製品含有化学物質情報は開示しなければならないが、組織の健全な競争力を維持するためには、企業機密の確保も重要である。特に、製品としての混合物、又は成形品中に含有される化学物質情報を開示することは、これらの製品の供給者にとっては重要な問題につながる懸念がある。そのため製品含有化学物質情報の授受に当たっては、相互に取り引きする組織において企業機密に対する十分な配慮が必要となる。企業機密には、商流及び購買製品名称などのビジネス情報を含む場合もある。

4. 製品含有化学物質管理の指針

4.1 一般

組織は、この規格の指針に従って、製品含有化学物質管理の仕組みを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的に改善することが望ましい。

4.2 製品含有化学物質管理方針の表明

4.3 計画策定

4.3.1 製品含有化学物質管理基準の明確化

4.3.2 目標及び実施計画

4.3.3 責任及び権限の明確化

4.3.4 内部コミュニケーション

4.4 運営管理

4.4.1 運営管理一般

4.4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理

4.4.3 購買における製品含有化学物質管理

4.4.4 製造工程における製品含有化学物質管理

4.4.5 引渡しにおける管理

4.4.6 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認

4.4.7 トレーサビリティ

4.4.8 顧客との情報交換

4.4.9 変更管理

4.4.10 不適合品発生時における対応

4.5 人的資源及び文書・情報の管理

4.6 実施状況の評価及び改善

付表 3 化学物質管理促進法第 3 条に基づく「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」の概要

(前文抄)	
<p>本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置を定めるものである。</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守することもとより、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。</p>	
第 1 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項	
1. 化学物質の管理の体系化	
2. 情報の収集、整理等	
3. 管理対策の実施	
第 2 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項	
1. 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等	
2. 化学物質の使用の合理化対策	
第 3 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項	
第 4 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項	
(1) 体制の整備等	<p>指定化学物質等取扱事業者は、法第14条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。</p>
(2) 情報の活用	<p>指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第 1 から第 3 までに規定する事項の適切な実施を図ること。</p> <p>また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づく日本工業規格 Z 7252及び Z 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。</p>

註：「指定化学物質等」とは、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質およびそれらの指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するものをいう。

また、「指定化学物質等取扱事業者」とは、指定化学物質等の製造の事業を営む者、業として使用する者その他業として取り扱う者をいう。

付表 4 企業機密情報（CBI）の保護と知的所有権に係る OECD の理事会決議

1. 新規化学物質の届出で提出するデータの所有権の保護に関する理事会勧告

C(83)96/Final July 1983

理事会は、

．．．

化学物質の生産と国際取引の重要性ならびに化学物質管理政策の調和がもたらす加盟国相互の経済および取引上の利益を考慮し、

化学物質に関する一定のデータ、とりわけ健康、安全および環境に係るデータの経済的価値およびそれらデータの作成者または企業の競争上の立場に関連するそれらデータの開示がもたらす悪影響の可能性を考慮し、

それゆえ、新規化学物質の届出において権限のない使われ方からデータを保護する必要があることを考慮し、

環境委員会が承認した化学物質グループの第 2 次高官会議の提案に関して、

1. 新規化学物質の届出を受理する加盟国の担当当局が届出書に含まれる健康、安全および環境に係る各データを作成した試験所を確定するよう届出者に要請し、作成試験所が届出者の所有施設に関連機関でない場合にデータを使用する権限の認証を提出させることを勧告する。
2. 新規化学物質の届出を受理する加盟国の担当当局は、作成試験所が届出者の所有施設に関連機関でない場合には、届出者が使用権限の認証を提出できない健康、安全および環境に係るデータを受け付けないことを勧告する。
3. 加盟国にはこの勧告を実施するために講じた措置を OECD に報告するよう要請する。．．．

2. 化学物質に関する機密データの交換に関する理事会勧告 C(83)97/Final July 1983

理事会は、

．．．

化学物質に関するデータを繰り返し作成する取組みを避け、既存のデータをより有効に活用する必要性を考慮し、

化学物質に関する一定のデータの経済的価値およびそれらデータの作成者または企業の競争上の立場に関連するそれらデータの開示がもたらす悪影響の可能性を考慮し、

加盟国の国内法または行政的規定に基づくデータの機密性評価が大きく異なり、かつ、データの機密性が化学物質関連データの国間での交換をしばしば制約することを考慮し、

加盟国間の健康、安全および環境に係るデータの交換が評価のためおよび人と環境の保護に関連するその他の利用に必要であることを考慮し、

それゆえ、新規化学物質の届出においてデータを権限のない使われ方から保護する必要があることを考慮し、

環境委員会が承認した化学物質グループの第 2 次高官会議の提案に関して、

1. 加盟国が機密データの交換を認めるための条件の策定に向けた措置を講ずるよう勧告する。
2. 加盟国がこの勧告と不可分である付属書に規定される原則の適用および二国間または多国間協定における他の原則について機密データの伝達のために検討するよう要請する。
3. 加盟国が上述の協定を発展させた場合に OECD に報告するよう要請する。．．．

付属書

前文：(略)

原則 No.1 加盟国の所管当局間の化学物質に係る機密情報の交換は、化学物質のハザード評価と人・環境の保護を促進するために限ること。

原則 No.2 要請して情報を受け取った国は、どんな事情があるにしろ、その情報を化学物質のハザードの評価と人・環境の保護以外の目的で絶対に利用しないこと。

原則 No.3 化学物質について情報を要請する場合には、国は次に基づいて情報の必要性を立証すること。

- a) その化学物質が領域内に存在するか間もなく上市されること。
- b) その情報がその化学物質のハザードの評価と人・環境の保護に必要であること。

原則 No.4 情報を要請する国は、

- a) 伝達する国が情報の機密性に関して行う決定に従うこと。
- b) 少なくとも情報が要請された国で実施されている機密性と同程度に伝達された情報を取り扱うこと。
- c) 伝達された情報の国、地域などの当局の利用は、目的が化学物質のハザード評価と人・環境の保護に限り、かつ、その当局が機密性を同じ水準で取り扱う場合に限ること。
- d) 受け取った情報を他の国に伝達しないこと。

原則 No.5 要請する国は、法規上または行政上の任務として収集し利用する権限を持たない機密情報の伝達を求めないこと。

原則 No.6 要請された国は、要求された機密データを伝達する前にデータ提出者に相談すること。

3. 化学物質に関する非機密データの OECD リストに関する理事会勧告 C(83)98/Final July 1983

理事会は、

...

化学物質に関するデータを繰り返し作成する取組みを避け、既存のデータをより有効に活用し、十分でない専門人材と試験設備をより有効に用い、加えて試験に使う動物数を抑制する必要性を考慮し、

国民に情報を伝える政府の必要性および化学物質の評価や人と環境の保護に係るその他のために一定のデータを公開する必要性を考慮し、

環境委員会が承認した化学物質グループの第 2 次高官会議の提案に関して、

1. 加盟国が化学物質の評価のためおよび人と環境の保護に係るその他のために、この勧告と不可分の付属書に規定する非機密データの OECD リストに掲げられるデータおよび加盟国の関係当局が非機密であるとみなすその他データの公開と交換を促進するよう勧告する。 . . .

付属書 化学物質に関する非機密データの OECD リスト

前書き（略）

- ・ 商品名または一般的名称
- ・ 用途に関する一般的データ（密閉系または開放系、農業用、家庭用などの幅広く記述するのに必要な用途区分）
- ・ 安全な取扱いの注意事項
- ・ 処理処分の推奨方法
- ・ 事故時の安全対策
- ・ 化学物質を識別しうるデータ（例、スペクトル）を除く物理的・化学的データ。物理的・化学的データから化学物質を識別ができる場合には、数値の範囲のみで示すこと。
- ・ 正確な図表と説明を付けた健康、安全および環境に関するデータの要約（健康、安全および環境に関するデータの届出者が要約の作成に参加するのが望ましい。）

付表 5 GHS に規定される GHS 適用の調和原則

1	労働者、消費者、一般市民および環境の保護レベルは、分類と表示に係るシステムの調和により低下させるべきでない。
2	ハザードの分類は、天然か人工かを問わず、主に、化学元素、化合物およびそれらの混合物の固有の性質に起因するハザードによって行う ¹⁾ 。
3	調和とは、化学物質のハザード分類とコミュニケーションのための共通かつ統合的な基礎を確立することである。輸送手段、消費者、労働者および環境の保護に適した関連要素は、その中から選定できるようにする。
4	調和の範囲は、ハザード分類のクライテリアとハザードコミュニケーションの手法（例：表示、化学品安全データシート）とし、特に、ILO 報告書が確定した 4 つの既存システムを考慮する ²⁾ 。
5	世界的に調和された単一システムを実現するためには、すべての既存システムに変更が求められる。そのため、新システムへの移行の過程に暫定的措置を講じるべきである。
6	調和の過程においては、雇用者、労働者、消費者に関係する国際機関およびその他関係機関の参加を確保するべきである。
7	化学物質のハザード情報は、対象者（例：労働者、消費者、一般市民）にとって分かり易くするべきである。
8	既存システムの化学物質分類のために作成された有効なデータは、これらの物質を調和システムで再分類する際に受け入れられるべきである。
9	新たな調和分類システムは、化学物質の既存の試験方法に適合させて構築することができる。
10	化学物質のハザードコミュニケーションに関しては、労働者、消費者および一般市民の安全と健康を確保しつつ、所管官庁の定めにより企業の秘密情報を保護すべきである。

(註) 1) 化学物質または混合物の物理的状態（例：圧力、温度）や一定の化学反応で生じる化学物質の性質（例：水に触れて生成する気体の可燃性）など、他の性質に起因するハザードを考慮する必要がある場合もある。

2) 1992 ILO Report on the Size of the Task of Harmonizing Existing Systems of Classification and Labelling for Hazardous Chemicals.

添付資料

(参考資料) 「世界行動計画 (GPA) に対する我が国の取組状況」における
 GPA の作業領域 : 「情報の管理と周知」に記載される活動事項に対する日本の取組状況

注 : 1) 左欄の GPA の活動事項は著者の私訳で、下線は著者が記入
 2) GPA 欄の「当事者」は国際機関と労働組合を除いて記載

GPA に記載される活動事項	当事者		日本の取組状況
102. 情報交換に対する障壁を克服するために必要なことを含めて、化学物質の時機を得た情報交換の方法を確立すること (例えば地域言語での配信など、)	政府、 産業界	政府	◆環境省は、「化学物質国際対応ネットワーク」を設立し、国際的な化学物質対策についての国内関係者の理解と対処能力の向上と、諸外国の関係者との相互理解の向上による国際調和に向けた取組の加速化を目的とした活動を実施している。その中では、「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」が開催され、日本、中国及び韓国における化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進することを目的として、政府関係者及び学識経験者による情報交換が行われている。
103. 資源を最も効果的に活用するため、化学物質安全に関する情報のクリアリングハウス (交換機構) の設置を検討すること	産業界		◆環境省は、事業者・地域住民・地方自治体の三者による情報共有とコミュニケーションを通じた地域社会の連携の望ましい在り方を示す「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定し、相互信頼に基づく「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のための取組の促進に努めている。
104. 全ての開発途上国の化学物質管理を担当する政府職員に対してインターネットとその利用の訓練の機会を与えること	政府		◆平成18年度より、GHS関係省庁連絡会議は、各法律等の対象物質についてGHS分類作業を実施し、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) から、随時その結果が公表されている (現時点で約2,200物質)。
105. 国内、サブ地域的、地域的および国際的な関係者間のコミュニケーションを活発にするため、化学物質の適正管理のため	政府		◆厚生労働省は、労働安全衛生法関係法令において、GHS分類で危険有害性を有する全ての化学物質について譲渡・提供時の表示及び通知 ((M)SDS) を義務若しくは努力義務として定めている。表示事項及び通知事項について法令に規定しているが、これらはGHSに準拠した表示又は通知 ((M)SDS) とすることにより満たされるものである。また、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」 (事業場内の掲示等による労働者への周知を含む。) を示すとともに、厚生労働省

<p>の情報交換に対する障壁を取り除くこと</p> <p>106. 学界、産業界、政府および政府間組織の間の技術的情報の交換を強化すること</p> <p>107. 市場にある有害性物質について、少なくともアクセスし易く読み易く分かり易い、GHSを考慮した適切で信頼できる安全データシートを添付することを確保する仕組みを構築すること</p> <p>108. <u>有害物質を含む成形品や製品</u>は全て使用者、作業場、処理場に関係する情報を添付すること</p> <p>109. 情報が適切な対象集団に確実に届くことで彼らの権限拡張や知る権利が保障されるように、とりわけ途上国においてインターネットやCD-ROMなどの電子媒体を含めて情報基盤を改善すること</p> <p>110. リスクコミュニケーションに一連の防止的な戦略、教育、認識の向上、管理能力の向上を含めること</p>	<p>学界、政府</p> <p>政府、産業界</p> <p>政府、産業界</p> <p>政府、産業界</p> <p>政府、産業界</p>	<p>のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」において、GHSモデルラベル・モデル(M)SDS一覧表、労働安全衛生法モデルラベル一覧表、GHS分類結果一覧を無料で公表している。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法、毒物及び劇物取締法において、事業者が自ら取り扱う化学物質の適切な管理を行うためには、取り扱う原材料や資材等の有害性や取扱い上の注意等について把握しておく必要があるため、対象化学物質（又はそれを含有する製品）を事業者間で取引する際、化学物質等の譲渡・提供事業者に対し、その性状及び取り扱いに関する情報（(M)SDS）の提供を義務付けている。</p> <p>◆環境省、厚生労働省、経済産業省はそれぞれ化学物質の有害性情報のデータベースを公表している。</p> <p>◆独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステム【化学物質総合情報提供システム（CHRIP）】を構築している。このシステムでは、書く方規制対象物質や各機関の評価物等を一覧表示することができる。また、厚労省、経産省及び環境省は化学物質審査規制法データベース（J-check）により、化学物質の安全性情報を広く国民に提供している。</p> <p>◆厚生労働省は、既存化学物質毒性データベースを公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」（平成9年、厚生省）を踏まえ、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を各種の製品群ごとに作成している。</p> <p>◆厚生労働省は、医療機関等から収集した家庭用品に係る健康被害情報等を活用し、パンフレット等による事故防止の指導や啓発に努めている。</p> <p>◆厚生労働省は、平成12年4月から平成14年1月にかけて、計9回にわたり、シックハウス問題のうち、特に室内空気汚染問題に関して、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」を開催し、汚染実態調査結果を含め当時の各種の最新の知見に基づき、殺虫剤成分を含む室内濃度指針値の設定等、今後の対策の検討を行ってきた。また、当該指針値は国内の室内空気環境に係る様々な施策に活用されている。</p> <p>◆環境省は、市民、子ども、専門家を対象に化学物質に関する情報を提供している。子どもにも親しみ</p>
---	--	---

<p>111. <u>流通する全ての化学物質について、固有のハザードの詳細を伝える適切な情報が市民に無料で提供され、そして必要な場所で健康、安全および環境に関する必須の情報が入手可能になること。その他の情報については市民の知る権利と<u>正当な企業機密情報と合法的な所有権の保護の必要性との均衡に基づいて利用可能にすること</u></u></p> <p>112. 消費者が使用する化学物質が自身と環境に与えるリスクと曝露が起こる経路の教育を含めて、化学物質使用の最善の実務を教育して消費者の認識の向上を図ること</p> <p>113. 境界地帯の汚染について情報交換の仕組みを確立すること</p> <p>256. INFOCAPを含めて、情報の取得、作成、保管、周知およびアクセスの能力を強化すること</p>	<p>政府 産業界</p> <p>政府 政府</p>	<p>やすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成・配布するとともに、この一部についてe-ラーニング版をホームページに掲載しているほか、化学物質排出把握管理促進法の対象となっている化学物質についての情報を分かりやすく整理し、簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成・公表している。また、リスクコミュニケーションに関して、取組事例等の情報提供を行うとともに、化学物質アドバイザーを育成・派遣している。</p> <p>◆環境省は、POPsについては、東アジアPOPsモニタリングネットワークを通じて、データ収集、情報交換を行っている。水銀については、沖縄県辺戸岬における水銀等有害金属のモニタリングにより、有害物質の越境汚染について調査研究を行うとともに、同ネットワークや国連環境計画（UNEP）の枠組みにより、情報交換を試行している。</p> <p>◆化学物質の適正管理のための情報交換ネットワークが、関係省庁により整備されている（有害性情報データベース、PRTRデータ等）。</p> <p>◆平成12年7月に開かれた九州・沖縄サミットに先だって「国際的な情報格差問題に対する包括的協策」を発表し、情報通信技術（ICT）を活用した途上国支援に積極的に取り組んでいる。ODA大綱では、ICT分野における協力を重点課題の一つである持続的成長のための支援の一環として位置付けており、外務省は、パキスタンにおける「電気通信網拡充計画」に対する円借款の供与（平成4年）、平成元年以降、ポーランドへ市場経済及び民主主義への円滑な移行に資する支援の一環として、情報化に対応できる人材を育成するため、平成6年にポーランド日本情報工科大学（PJICT）を設立し、平成8年から5年間技術協力を通じた人材育成を行うなどの支援を行っている。</p> <p>◆経済産業省は、アジア外交（日ASEAN首脳会合等）の中で、「<u>アジアン・サスティナブル・ケミカル・セーフティー構想</u>」を提唱。サプライチェーンにおける化学物質のリスク管理で重要になっているGHSの整備と安全性データシートをアジアに広めるほか、アジアの状況に応じたリスク評価手法や安全性試験法の開発、整備を共同で推進している。</p>
	<p>産 業 界</p>	<p>◆政府や関連機関が設置しているクリアリングハウス（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）：化学物質総合情報提供システム（CHRIP）、JST:日化辞Web等）を参照している。産業界では、雇業者、被雇用、一般市民が無料で化学物質安全性に関する情報が入手できる体制を構築している。</p>

- ◆政府やIGO等からの情報も参照した化学物質の検索が可能で、CAS番号、化学物質審査規制法番号、安衛法番号、分子式、和文名称（別名）、英文名称（別名）のデータと関連する企業一覧が表示される。企業は「製造企業」「取扱企業」「輸入業者」「輸出業者」に分類されており、さらに開発ステージと用途による絞込みが可能であり、企業名をクリックすると連絡先や詳細な情報が表示される。
- ◆政府が主催しているASEAN化学産業従事者セミナー、ASEAN化学産業への専門家派遣に産業界も参加しており、国際的な関係者の間でコミュニケーションを活発にするために、化学物質の適正管理のための情報交換を行っている。
- ◆複数の企業が、政府の設置した学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報に関する対話の場に、参加し情報交換等を行っている。
- ◆アジェンダ21第19章に基づくEUをはじめとする製品含有化学物質の管理規制の国際的潮流への対応を目的に成形品含有化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で、円滑に開示・伝達するための仕組みをアークティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が開発し、サプライチェーンでの円滑な情報の開示・伝達を推進している。
- ◆自主的に自らの活動の成果を公表し、社会との対話を実施するレスポンシブル・ケアの取組を実施している。一例として、一般社団法人日本化学工業協会では、化学コンビナート地区など地域の化学工場が協力して、工場周辺の住民などを対象にした地域対話を全国15地区で、隔年で実施している。
- ◆政府のGHS実施に関する方針を参照し、産業界で自主的な管理も行っている。一例として、一般社団法人日本化学工業協会では、傘下企業の協力を得て、化学製品データベースを公開している。このデータベースは製品名、CAS番号等で検索が可能で、製品中の主な化学物質及びその危険有害性の分類が表示されている。日本石鹼洗剤工業会では、同ホームページにおいて、主要界面活性剤のリスク評価の結果、洗剤の安全性等に関する情報提供を行っている。その他、日本界面活性剤工業会、エポキシ樹脂工業会及び可塑剤工業会などの関連業界団体が、個別に安全性に関する情報提供を行っている。
- ◆境界や越境する汚染物質について、政府として情報交換ができる場を設置しており、産業界も参加している。
- ◆有害化学物質の排出等の情報取得、収集、蓄積、周知において、産業界として化学物質排出把握管理

	<p>促進法を遵守している。また、毎年の排出量の開示や具体的な取り組みなどの対策に関し情報公開している。</p> <p>◆家庭用品について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。</p> <p>◆自動車業界では、製品に含有する化学物質のうち管理対象物質を全世界でリストアップし、GADSL（管理対象物質リスト）として公表、全世界のサプライチェーンでの情報伝達の共通情報伝達システムを構築し化学物質管理を推進しているとともに、業界としての管理ガイドラインを発行している。</p> <p>◆自動車業界では、最終製品製造者だけでなく部品製造者と連携しサプライチェーン全体での管理を推進している。このため含有化学物質を管理するデータシートを作成し運用している。</p>
<p>N G O</p>	<p>◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワークやエコケミストリー研究会は、PRTRデータを活用し、個別事業所に関するデータと対象物質の毒性情報を組み合わせ、より使いやすい情報の提供を行っている。</p> <p>◆個別の工場や会社を、名称・業種・住所で検索可能なデータベースの提供（ホームページで閲覧可能）し、セミナー等でPRTRデータを活用している。</p> <p>◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。</p> <p>◆政府及び産業界が行っている情報提供を参照している。また、化学物質安全性に関する情報や、その環境リスクについて、小・中・高校生やその分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を収集し、データベース化している。</p> <p>◆サブ地域的、地域的、国際的な関係者の間でコミュニケーションを活発にするために、国際会議の参加や一般への国内セミナー、ならびに講演会等を開催し、化学物質の適正管理に関連する情報提供・意見交換を行っている。</p>

- ◆政府が平成13年に設置した学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる化学物質の安全に関する技術情報などについて化学物質と環境に関する政策対話等の場でNGOからも代表者が参加し、情報交換等を行っている。
- ◆政府と産業界の各役割と責任について把握しており、またGHSに関する個別関心事項について提言を行っている。
- ◆有害物質を含む成形品や製品について、政府や産業界の動向や関連情報を参照し、個別関心事項について情報提供を行うとともに独自の提案を行っている。
- ◆政府及び産業界が行っている消費者向けの意識向上プログラムに関する情報を参照しつつ、NGOとして個別関心事項について一般への啓発を行うとともに提言を行っている。
- ◆有害化学物質の排出等の情報取得、収集、蓄積に関する政府及び産業界の情報を参照し、一般の啓発や検索システムを含む情報提供を行っている。
- ◆東日本大震災による被災地の市町村に存在する、有害物質排出・移動情報の届出対象事業所の位置及びデータの一部をGoogle Mapで紹介している。